

クラス分け Q&A

障がい者のスポーツでよく出てくる「クラス分け」って何ですか？

障がいには、さまざまな種類や程度があります。それらが競技結果に影響しないよう同程度の障がいで競技グループを形成することを「クラス分け／Classification」と呼んでいます。

「クラス分け」の目的は何ですか？

1) 障がいの確認をする。

- ・参加が認められている障がい種類か？
- ・参加が認められている障がい程度か？
- ・障がいが永続的か？

2) 公平に競い合うためのグループを作る。

「障がいが軽い」という理由ではなく、同程度の障がいのある選手同士で競い合うことができるようにグループを作る。

「クラス分け」はいつから始まったの？

1948年から障害の原因となった疾患名を基準にした「医学的クラス分け／Medical Classification」が取り入れられた。その後、1992年から選手の残存している身体機能を基準にした「機能的クラス分け／Functional Classification」が取り入れられ、さらに、2007年からは各競技特有の身体運動やスキルに対するパフォーマンス遂行程度を基準にした「競技特異的クラス分け／Sports Specific Classification」が実施されている。

「クラス分け」には種類があるの？

スポーツ毎に必要とされる身体機能や技術はさまざまであるため、クラス分けの規則も競技毎に異なります。

パラリンピックで採用される競技については、IPC（国際パラリンピック委員会）が定めている「国際クラス分け基準／IPC Classification Code」に準じて、各国際競技連盟、国際障がい者団体によってクラス分け規則が定められています。

また、全国障がい者スポーツ大会で使用される「障害区分」と呼ばれる日本国内独自のクラス分け規則もあります。

「クラス分け」はどういった手順で行われるの？

原則として、クラスを持っていなければ大会に出場し、記録を公認してもらうことは出来ません。従って、出場前にクラス分けを受ける必要があります。クラス分けには以下の3つのプロセスがあります。

○**身体機能評価／Physical Assessment**○

筋力テスト、関節可動域テスト、協調性テストなどの理学的検査を実施し、参加資格のある障がい種類、程度であるかを判断する。

○**技術評価／Technical Assessment**○

競技中ならびに日常生活での動作能力を評価し、適切なクラスを判断する。

○**競技観察／Observation Assessment**○

クラス分けを実施した大会の一番最初の出場種目（First Appearance）を観察し、最終的なクラスを決定する。

クラス分けは誰がするの？

クラス分けを行うための必要な知識・技術を学び、資格を取得したものを「クラシファイヤー／Classifier」と呼んでいます。

クラシファイヤーには、国際大会でクラス分けを行う IPC Athletics 公認の「国際クラシファイヤー」と、国内大会でクラス分けを行う日本パラ陸上競技連盟公認の「国内クラシファイヤー」の2種類があります。

また、陸上競技ではクラシファイヤー2～3名一組（1パネル）で一人の選手のクラス分けを実施しています。

障がい者の陸上競技には、どのような障がいの方が参加しているの？

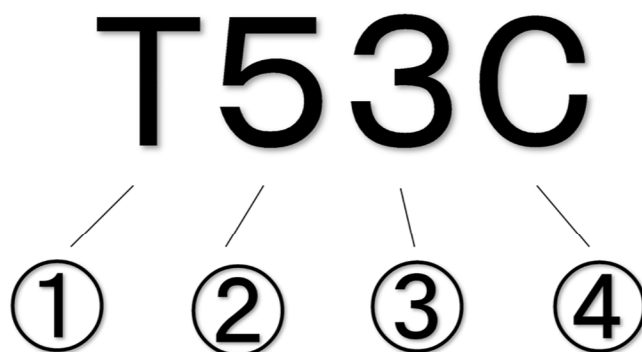
障がいの種類	障がいの概要	主な疾患例
筋緊張亢進	運動麻痺の一つ。筋肉に常に力が入っていて、コントロールが難しい状態。力を抜くことが非常に困難	脳性麻痺、脳卒中、後天性脳損傷、多発性硬化症
運動失調	運動麻痺の一つ。運動の協調が難しく、動作を円滑に行うことが困難となる状態。	脳性麻痺、脳損傷から生じる運動失調、フリードライヒ運動失調症、多発性硬化症、脊髄小脳失調
アテトーゼ	運動麻痺の一つ。筋肉のコントロールが困難で、本人の意思とは無関係に常に体の一部が動いてしまう状態	脳性麻痺、脳卒中、脳外傷
四肢欠損	生まれつき、または事故や病気によって手足の一部または全てを失った状態	外傷もしくは先天性四肢欠損（奇形）による切断
他動関節可動域制限	関節の動きが制限され、正常に曲げ伸ばしができない状態	関節拘縮、強直、火傷後関節拘縮
筋力低下	手足や腹筋背筋などの筋力が低下した状態	脊髄損傷、筋ジストロフィー、腕神経叢損傷、エルブ麻痺、ポリオ、二分脊椎症、ギランバレー症候群
脚長差	左右の足の長さが異なっている状態	先天的もしくは外傷による片下肢における骨短縮
低身長	疾患などにより身長発育に制限があり身長が低い状態	軟骨異形成、軟骨発育不全症、軟骨異形成症、発育機能障害
視覚障がい	先天的、または後天的に視力が低下していたり、視野に制限のある状態	網膜色素変性症など
知的障がい	知的機能の障がいにより認知能力が全般的に遅れた水準にある状態	

どんな程度の障がいでも陸上競技に出場できるの？

パラリンピックなどの国際大会では、障がいの種類ごとに出場することができる最小の障がい基準（Minimam Disability Criteria/MDC）が定められています。この基準を満たさない場合は、国際大会に参加することはできません。

しかし、日本国内の大会であれば、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちであれば、出場することができます。

障がい者の陸上競技で「T53C」ってありましたが、どんな意味ですか？



① 競技種類

走競技・跳躍競技のクラスを意味する「T」、投てき競技のクラスを意味する「F」がある。

T／Track：走競技（100m～マラソン）、跳躍競技（走り幅跳び、走り高跳び、三段跳び）

F／Field：投てき競技（砲丸投げ、円盤投げ、やり投げ、こん棒投げ）

② 障がいの種類

選手の主たる障がいの種類や競技形式を示す。

10番台：視覚に障がいのある立位競技者

20番台：知的に障がいのある立位競技者

30番台：痙性麻痺、筋強直、協調運動障がいなどの特徴を示す脳原性の麻痺のある立位競技者及び車椅子や投てき台を使用する競技者

40番台：低身長、脚長差、切断、関節可動域制限、筋力低下等の障がいのある立位競技者

50番台：脚長差、切断、関節可動域制限、筋力低下等の障がいのある車椅子や投てき台を使用する競技者

60番台：聴覚に障がいのある立位競技者（パラリンピックでは参加資格はない）

③ 障がいの程度

障がいの程度に応じて0～9の番号が割り当てられる。

基本的に番号が小さいほど障がいの程度は重くなる。

④ クラス・ステータス／Class Status

選手のクラス分け状況を示す。

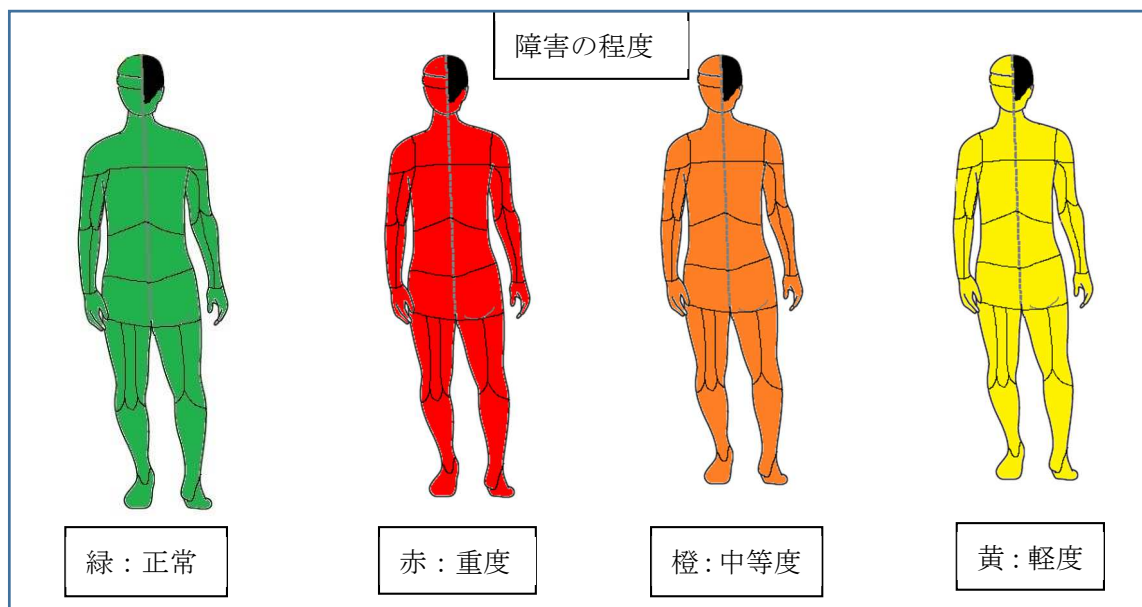
N：New：過去クラス分けを受けた事がなく、競技前に受けなければならないもの

R：Review：クラスが確定しておらず、再度クラス分けを受ける必要のあるもの

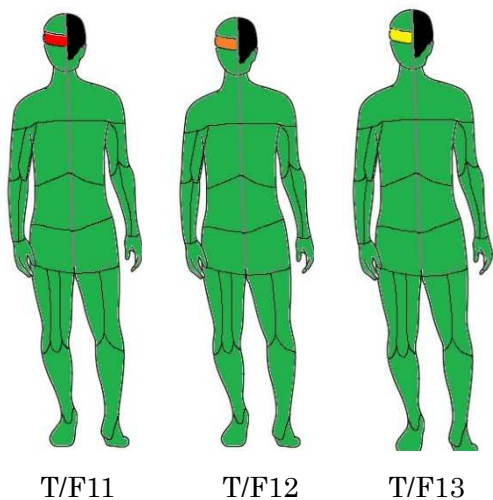
C：Confirmed：クラスが確定したもの

その他、詳細については日本パラ陸上競技連盟ホームページ内のクラス分け委員会内に掲載されている「IPC Athletics クラス分けマニュアル 2016 改訂版【日本語版】」をご参照ください。

陸上競技のクラス分けイメージ図



T/F11～14：視覚障がい



クラス	クラス説明
T/F11	全盲。競技中は両目を不透明なゴーグルなどで覆う。競技では「伴走」や「コーラー」と一緒に競技する。
T/F12	視力0.0025から0.03までのもの、または、視野直径が10度以内のもの。競技では、「伴奏」や「コーラー」と一緒に競技することもある。
T/F13	視力は0.04から0.1までのもの、または視野直径40度以内のもの。
T/F14	視力または視野に上記に該当しない障がいのある身体障害者手帳を取得しているもの。(国際大会のクラスに該当しない)

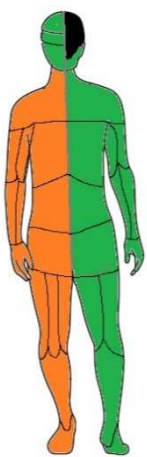
※視力は、矯正視力の良い方の目で判定

T/F20：知的障がい

クラス	クラス説明
T/F20	知的障がいのあるもの

T/F30～34：脳原性麻痺（筋緊張亢進、運動失調、アテトーゼ）：車椅子 or 投てき台

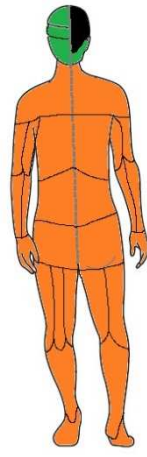
クラス	クラス説明
T30	脳血管障害による片麻痺のある車椅子使用者で、片手・片足で車椅子を操作するもの。(国際大会のクラスに該当しない)
T/F31	両手・両足に重度な痙性麻痺のある車椅子使用者。車椅子は足で操作可能なことがある。移動時は介助を受けているか、電動車いすを使用している。
T/F32	両手・両足に中等度から重度な痙性麻痺またはアテトーゼ(不随意運動)のある車椅子使用者。手の機能に中等度から重度の障害がある。
T/F33	両手・両足に中等度の痙性麻痺のある車椅子使用者。両手の動きにやや制限はあるが車椅子操作は可能である。体をすばやく前後に動かすことが難しい。手を握ったり、離したりする動作に制限を認める。競技中に片手で車椅子を操作するものも含まれる。
T/F34	両足に中等度から重度の痙性麻痺のある車椅子使用者。両手や体の機能は、ほぼ正常である。



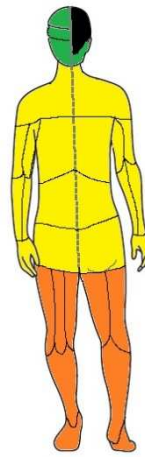
T30



T/F31



T/F32



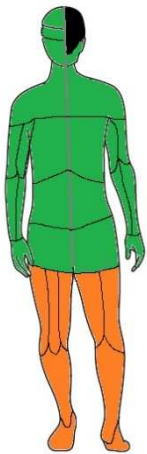
T/F33



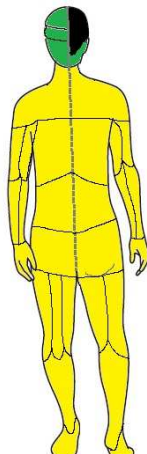
T/F34

T/F35～38：脳原性麻痺（筋緊張亢進、運動失調、アテトーゼ）：立位

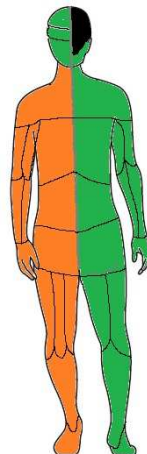
クラス	クラス説明
T/F35	両足に中等度の痙性麻痺のある立位競技者。手に軽度から中等度の制限があることがある。
T/F36	中等度のアテトーゼ(不随意運動)か失調性の麻痺のある歩行または走行が可能な立位競技者。
T/F37	片麻痺で歩行または走行が可能な立位競技者。
T/F38	両手・両足のどこかに最小の障害基準(MDC)に定められている障害のある立位競技者。



T/F35



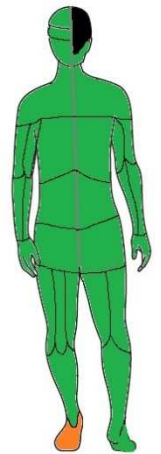
T/F36



T/F37

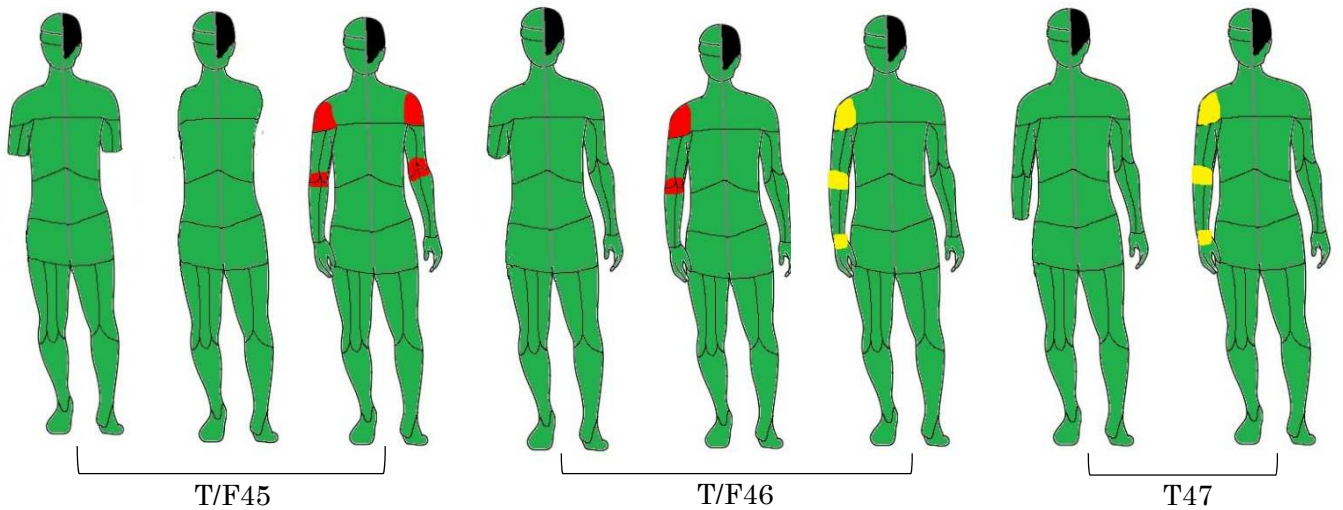
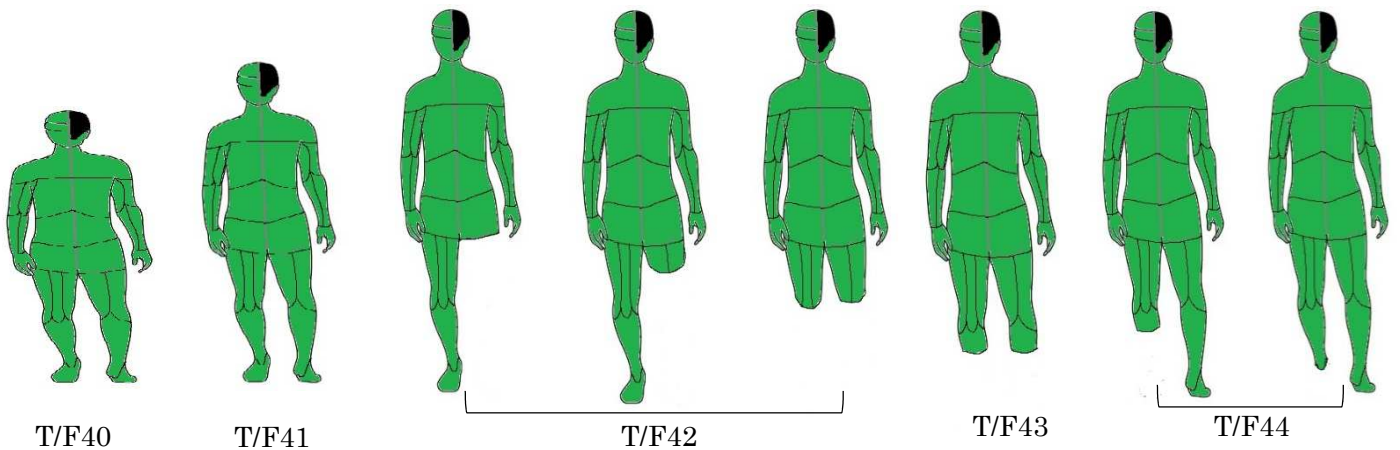


T/F38



T/F40～47：切断・機能障害（低身長、四肢欠損、関節可動域制限、筋力低下、脚長差）：立位

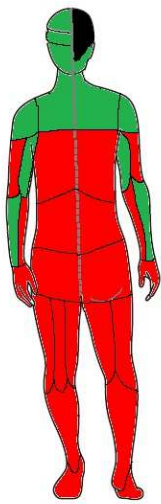
クラス	クラス説明
T/F40	身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止し、以下の条件に適合するもの 男性：身長 130cm 以下でかつ、上肢長 59cm 以下でその和が 180cm 以下 女性：身長 125cm 以下でかつ、上肢長 57cm 以下でその和が 173cm 以下
T/F41	身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止し、以下の条件に適合するもの 男性：身長 145cm 以下でかつ、上肢長 66cm 以下でその和が 200cm 以下 女性：身長 137cm 以下でかつ、上肢長 63cm 以下でその和が 190cm 以下
T/F42	下記のいずれかに該当するもの 1) 片側大腿部で切断しており義足を装着して競技するもの。 2) 片側の膝関節と足関節の機能を失ったもの。
T/F43	下記のいずれかに該当するもの 1) 両側の下腿で切断（足底の50%以上の切断を含む）しており義足を装着して競技するもの。 2) 両側の足に最小の障害基準（MDC）に定められている障がいのある立位競技者。



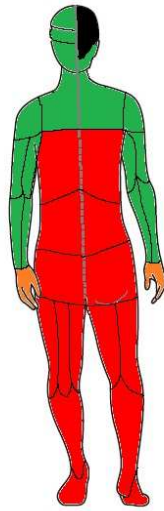
クラス	クラス説明
T/F44	下記のいずれかに該当するもの 1)片側の下腿部(足底の50%以上の切断を含む)で切断しており義足を装着して競技するもの。 2)片側の足関節の機能を失ったもの。 3)片側の足に最小の障害基準(MDC)に定められている障害のあるもの
T45	下記のいずれかに該当するもの 1)両側の上腕部で切断している、もしくは同程度の先天性奇形のあるもの 2)両側の手に最小の障害基準(MDC)に定められている障害のあるもの。
F45	両側の手に投てき競技の最小の障害基準(MDC)に定められている障害のあるもの。
T46	下記のいずれかに該当するもの 1)両側の前腕部で切断(両手関節離断含む)している、もしくは同程度の先天性奇形のあるもの。 2)片側の上腕部で切断(片肘関節離断含む)している、もしくは同程度の先天性奇形のあるもの。 3)片側の手に最小の障害基準(MDC)に定められている障害のあるもの。
F46	片側の手に投てき競技の最小の障害基準(MDC)に定められている障害のあるもの。
T47	下記のいずれかに該当するもの 1)片側の前腕部で切断(片手関節離断含む)している、もしくは先天性の奇形のあるもの。 2)片側の前腕部に最小の障害基準(MDC)に定められている障害のあるもの。
T/F48	立位競技者で、片側もしくは両側の足に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のある身体障害者手帳を取得しているもの。(国際大会のクラスに該当しない)
T/F49	立位競技者で、片側もしくは両側の手に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のある身体障害者手帳を取得しているもの。(国際大会のクラスに該当しない)

T51～54：切断・機能障害（四肢欠損、関節可動域制限、筋力低下）：車椅子

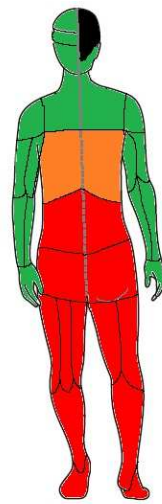
クラス	クラス説明
T51	両手に重度の障がいがあり、以下の動作のみ可能なもの 1)肩関節を動かす、2)肘関節を曲げる、3)手関節を手の甲側に持ち上げる。(C5/6 頸髄損傷レベル) 自力で座位バランスを保つことが出来ないため、車椅子上では膝上にあごを乗せるものが多い。 車椅子を駆動する際は、小さなハンドリムを使用し、後方から引き上げるように駆動するものが多い。 投てき用具を握ることは出来ない。
T52	肩関節、肘関節、手関節の機能は、正常もしくはほぼ正常である。 指の曲げ伸ばしに制限がある。自力で座位バランスを保つことが出来ない。(C7/8 頸髄損傷レベル)。
T53	両手の機能は、正常もしくはほぼ正常である。 腹筋と下部背筋の機能がないため、自力で座位を保つことが出来ない(T1～T7 脊髄損傷レベル)。
T54	以下のいずれかに該当するもの 1)両手の機能が正常で、体幹の機能が部分的から正常に機能するもの。(T8～S4 脊髄損傷レベル) 2)足の最小の障害基準(MDC)に定められた障害が少なくとも1つ以上あるもの。
T55	車椅子競技者で、足に最小の障害基準(MDC)に定められた障害に該当しないが、身体障害者手帳を取得しているもの。(国際大会のクラスに該当しない)



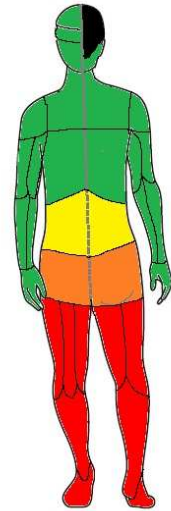
T51



T52



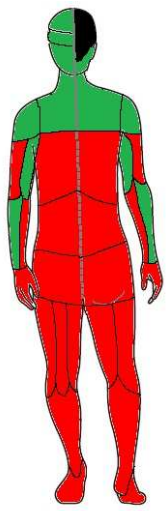
T53



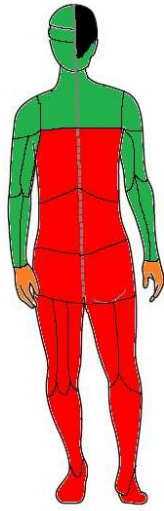
T54

F51～57：切断・機能障害（四肢欠損、関節可動域制限、筋力低下）：車椅子 or 投てき台

クラス	クラス説明
T/F51	両手に重度の障がいがあり、以下の動作のみ可能なもの 1)肩関節を動かす、2)肘関節を曲げる、3)手関節を手の甲側に持ち上げる。(C5/6 頸髄損傷レベル) 自力で座位バランスを保つことが出来ないため、車椅子上では膝上にあごを乗せるものが多い。 車椅子を駆動する際は、小さなハンドリムを使用し、後方から引き上げるように駆動するものが多い。 投てき用具を握ることは出来ない。
F52	肩関節、肘関節、手関節の機能は、正常もしくはほぼ正常である。 指の曲げ伸ばしに重度の制限があり、投てき用具を把持することが出来ない(C7 頸髄損傷レベル)。
F53	以下のいずれかに該当するもの 1)肩関節、肘関節、手関節の機能は、正常もしくはほぼ正常である。 指の曲げ伸ばしに制限があるが、投てき用具を把持することができるもの(C8 頸髄損傷レベル)。 2)F52の手の機能を持ち、部分的に体幹機能をもつ不全麻痺タイプの頸髄損傷者。
F54	以下のいずれかに該当するもの 1)両手の機能は、正常もしくはほぼ正常である。 腹筋と下部背筋の機能がないため、自力で座位を保つことが出来ない(T1～T7 脊髄損傷レベル)。 2)F52の手の機能を持ち、正常またはそれに近い体幹機能をもつ不全タイプの頸髄損傷者。
F55	以下のいずれかに該当するもの 1)両手の機能が正常で、部分的あるいは正常な体幹機能をもつもの。(T8～L1 脊髄損傷レベル)。 2)両側の股関節離断であり座位で競技するもの
F56	以下のいずれかに該当するもの 1)両手の機能が正常で、座位バランスが良好である。座位で両足を持ち上げることが出来る(股関節屈曲)、膝を合わせる ことができる(股関節の内転)、膝を伸ばす(膝関節の伸展)ことができる。また、膝を多少曲げること(膝関節の屈曲)がで きる場合もある。しかし、股関節を外側へ開くこと(股関節外転)ができないもの。(L2～L4 脊髄損傷レベル)。 2)両側の大腿骨が元の長さの 1/2 未満である切断者。 3)両側の足の筋力低下が重度(MMT1～2)である不全麻痺のもの。
F57	座位競技者で、足に最小の障害基準(MDC)に定められた障害が少なくとも1つ以上あるもの
F58	座位競技者で、足に最小の障害基準(MDC)に定められた障害に該当しないが、身体障害者手帳を取得しているもの。(国際 大会のクラスに該当しない)



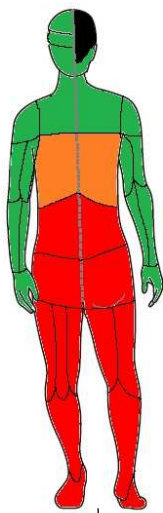
F51



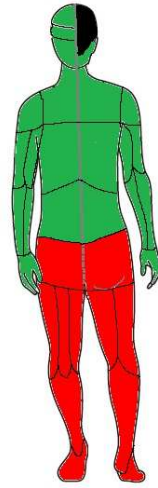
F52



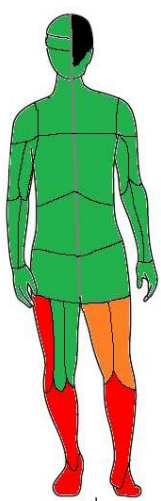
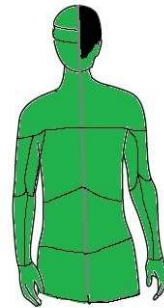
F53



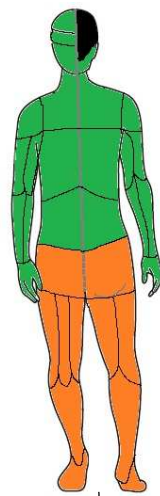
F54



F55



F56



F57

